

## 技能実習等の受講日の取扱いに関する申告書

実施した技能講習・特別教育、技術検定等の受講日について、下記のとおり取り扱いました。

受講者氏名		建設労働者	はい・いいえ
受講日	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )		

※設計・経理・営業等に従事する方は、建設労働者には含まれません。

【年間所定労働日数】 労働日数 \_\_\_\_\_ 日 休日 \_\_\_\_\_ 日 (年末年始・会社が定めた日)

【変形労働時間制】  導入有  導入無

【受講者の勤務時間】 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ 休憩 \_\_\_\_\_ 分 1日の所定労働時間数 \_\_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_\_ 分

【賃金の支払い形態】 賃金の締日： \_\_\_\_\_ 日 支給日： \_\_\_\_\_ 日

月給制  日給制  日給月給制  時給制

基本給 \_\_\_\_\_ 円 ・ 諸手当 \_\_\_\_\_ 円

諸手当算入項目

【基本単価】

\_\_\_\_\_ 円 ÷ \_\_\_\_\_ 日 ÷ \_\_\_\_\_ 時間 = \_\_\_\_\_ 円

支給総額  
・ (基本給+諸手当)

年間平均1ヶ月の  
所定労働日数

1日の  
所定労働時間

基礎となる時間単価

【割増賃金】 時間外労働した場合の時間単価 (割増率 1.25 の割増額) \_\_\_\_\_ 円

法定休日に労働した場合の単価 (割増率 1.35 の割増額) \_\_\_\_\_ 円

【受講日の所定労働時間外の確認】

受講日に所定労働時間を超える受講時間があった。(はい・いいえ)

※ (はい) の場合は【建技様式第3号別紙4】「1. 時間外手当等を支払った日」に記入

【受講日の休日の確認】

受講日に休日が含まれている。(はい・いいえ)

※ (はい) の場合は【建技様式第3号別紙4】「2. 振替休日とした日」に記入

申請日 年 月 日

上記のとおり証明します。

事業主名

注) 受講日における休日の振替は割増賃金の支払いがない場合は、経費・賃金助成の対象外となります。  
振替休日と代休は異なりますのでご注意ください。代休の場合は、休日受講日に割増賃金が発生します。